

平成30年11月13日

会員各位

一般社団法人 日本船舶電装協会

低圧電気取扱業務特別教育講習会のご案内

平素より当会の業務遂行にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

日頃から船舶電気装備工事や陸上電気工事に従事されている皆様におかれましては、労働安全衛生法に基づいた電気取扱に関する教育や講習を従業員等に受けさせていることと存じます。これらの中には、自社内での講習や各地の電気保安協会などが行う教育を受講することで満足するものもありますが、いずれも事業者にとって費用や時間などの負担が大きいことから実施が困難な点もあると思料されます。

以上から、当会では会員事業者に従業員の労働安全向上を目的として同法で定める「低圧電気取扱業務特別教育」講習を行うことといたしました。

本講習の実施に際しては、会員事業者の負担の軽減を主眼として事業者が多く所在する地区を中心に開催いたします。

本年度は下記の5ヶ所で開催しますが、次年度も同様に5ヶ所で開催する予定としておりますので、この機会をご活用いただくようご案内いたします。

また、本年度及び次年度の開催地以外の地区の会員が合同で講習を希望される場合は別途ご相談下さい。

記

1. 特別教育の内容

労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条第4項では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員を「低圧の充電電路（対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務」に従事させるときは、安全または衛生のための特別の教育を行うことを義務づけています。

本講習では、このうち「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務」（学科教育7時間、実技教育1時間）を行います。

（注1）低圧とは、直流750V以下、交流600V以下をいいます。

（注2）充電電路とは、電圧を有する電路いう。つまり、電圧が掛かっている状態で触れると感電する部位をいいます。

2. 教育科目・時間割（各会場共通）

教育	科目	時間
学科教育 (7 時間)	低圧の電気に関する基礎知識（1 時間）	9:20～10:20
	低圧の電気設備に関する基礎知識（2 時間）	10:25～12:25
	= 昼食・休憩 =	12:25～13:25
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1 時間）	13:25～14:25
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2 時間）	14:30～16:30
	関係法令（1 時間）	16:35～17:35
実技教育 (1 時間)	低圧充電電路の停電・復電の確認の方法 充電部が露出している開閉器の操作の方法	17:40～18:40
	※実技は、開閉器の操作の業務のみ	

※ 各会場とも昼食は各自でお済ませ下さい。

3. 開催場所・開催日時

開催地	日時	会場
函館市	平成 31 年 1 月 17 日(木)	函館市公民館 函館市青柳町 12-17 電話 0138-22-3320
気仙沼市	1 月 31 日(木)	気仙沼市市民会館 気仙沼市笹が陣 4-2 電話 0226-22-6616
神戸市	2 月 8 日(金)	三宮研修センター 神戸市中央区八幡通 4-2-12 FR II ビル 電話 078-232-0081
尾道市	2 月 22 日(金)	尾道市市民会館 尾道市久保 1-15-1 電話 0848-37-4126
下関市	3 月 8 日(金)	海峡メッセ下関 下関市豊前田町 3-3-1 電話 083-231-5600

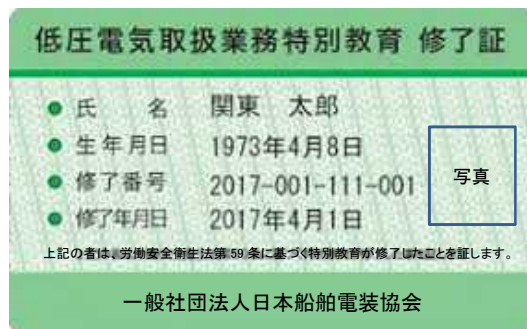
※ 次年度は、釧路市、八戸市、金沢市、静岡市、長崎市を計画しています。

4. 受講資格：特になし

5. 定員：1 会場 20 名～30 名程度

6. 修了証：全科目を受講された場合には修了証を発行いたします。

<サンプル>



低圧電気取扱業務特別教育修了科目と時間
<学科教育> 低圧の電気に関する基礎知識(1 時間) 低圧の電気設備に関する基礎知識(2 時間) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1 時間) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2 時間) 労働安全衛生法関係法令(1 時間)
<実技教育> 低圧充電電路の停電・復電の確認 充電部が露出している開閉器の操作方法(1 時間)

7. 講師：日本船舶電装協会 技術部 指導技師（玉木、勝又、安納）

8. 申込期日：申込書に記載のとおり

9. 受講料：3,000 円／1 名 （テキスト代、修了証含む）

10. 申込み及び受講料の支払い

【受講料の支払い】

申込書と一緒に「現金書留」で送付していただくか、申込書を送付した後に「銀行振込」又は「郵便振替」によりご送金ください。

振込等によりご送金いただく場合は、申込書にご送金予定日をご記入願います。

振込先 口座名 一般社団法人 日本船舶電装協会

シヤ) ニホンセンパクデンソウキョウカイ

三菱UFJ銀行	本店	普通預金	7644207
三井住友銀行	東京公務部	普通預金	389180
みずほ銀行	虎ノ門支店	普通預金	1965512
郵便振替	00150-6-144764		

* 振込手数料は貴社にてご負担願います。

【申込書の送付先】

〒 105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目11番2号

日本財団第二ビル 5階

一般社団法人 日本船舶電装協会 技術部

電話：03-3504-0858 FAX：03-3504-0856

【参考 よくある質問／関東電気保安協会HPより】

質問) 修了証は保存しなければならないのか？ 携帯する必要はあるのか？

回答) 事業者は、特別教育を行ったときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければなりません。また、修了証の携帯は求められていません。

質問) 高圧若しくは特別高圧の特別教育を受講すれば、低圧の特別教育を受講しなくても良いか？

回答) 科目及び範囲が異なるので別々に受講する必要があります。

質問) 電気工事士の資格を持っていますが受講しないといけないのか？

回答) 労働安全衛生法の特別教育は作業員（労働者）の安全と健康の確保を目的としており、電気工事の品質確保を目的とした電気工事士法とは目的が異なるため、当該業務に従事する作業員に対し、特別教育をする必要があります。

質問) 罰則はありますか？

回答) 低圧電気取扱業務特別教育の決まりの違反に関する罰則は、労働安全衛生法第119条により「6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と定められています。

※ 受講番号				
低圧電気取扱業務に係る特別教育申込書 平成 年 月 日				
申 込 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	本人氏名		役職名	
	(所属事業場名)			
	(代表者氏名)	印		
	(所在地)			
	(連絡担当者)	(電話番号)		
受講希望地 (1ヶ所を○で囲んで下さい)	開催地	会場名	実施日	申込締切日
	1. 函館市	函館市公民館	平成 31 年 1 月 17 日(木)	平成 31 年 1 月 10 日(木)
	2. 気仙沼	気仙沼市市民会館	1 月 31 日(木)	1 月 24 日(木)
	3. 神戸市	三宮研修センター	2 月 8 日(金)	2 月 1 日(金)
	4. 尾道市	尾道市市民会館	2 月 22 日(金)	2 月 15 日(金)
	5. 下関市	海峡メッセ下関	3 月 8 日(金)	3 月 1 日(金)
顔写真貼付欄 ・申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの (カラー タテ 3.0cm・ヨコ 2.4cm) ・写真の裏面に氏名を記入して下さい		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 上端のりづけ (カラー) </div>		
受講料 (金額は消費税込み)		1名につき 3,000円 別途送金の場合: 送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)		

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、低圧電気取扱業務特別教育の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

< 低圧電気取扱業務特別教育 会場案内図 >

函館市公民館

函館市青柳町 12-17
電話 0138-22-3320



気仙沼市市民会館

気仙沼市笹が陣 4-2
電話 0226-22-6616



神戸 三宮研修センター

神戸市中央区八幡通 4-2-12
FR ビル (神戸市役所東正面)
電話 078-232-0081



尾道市市民会館

尾道市久保 1-15-1

電話 0848-37-4126



下関市 海峡メッセ

下関市豊前田町 3-3-1

電話 083-231-5600

